



発行 新潟県

号外 1
令和8年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 新潟県原発関連安全確保・地域活性化基金条例(政策企画課)
- 2 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例を廃止する条例(政策企画課)
- 3 新潟県企業版ふるさと納税基金条例(地域政策課)
- 4 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 5 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例(人事課)
- 6 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(人事課)
- 7 新潟県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 8 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 9 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び新潟県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例(国保・福祉指導課)
- 10 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(感染症対策・薬務課)
- 11 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医師・看護職員確保対策課)
- 12 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 13 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例(農地計画課)
- 14 新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例(議会事務局総務課)
- 15 新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)
- 16 新潟県立学校条例の一部を改正する条例(財務課)

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県原発関連安全確保・地域活性化基金条例
- (2) 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例を廃止する条例
- (3) 新潟県企業版ふるさと納税基金条例
- (4) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (5) 特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び新潟県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び新潟県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例
- (15) 新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

令和8年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第 1 号

新潟県原発関連安全確保・地域活性化基金条例

(設置)

第 1 条 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の立地及び稼働に伴い必要となる安全確保及び防災対策を推進するとともに、地域及び産業の振興を図るため、新潟県原発関連安全確保・地域活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第 5 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第 2 号

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例を廃止する条例

新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例（令和 2 年新潟県条例第 34 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

新潟県条例第 3 号

新潟県企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 地域再生法（平成17年法律第24号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるため、新潟県企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第 5 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第4号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
34	<u>マンションの再</u>	建替え		(略)	34	<u>マンションの建</u>	建替え		(略)
の	<u>生等の円滑化</u>	マンシ			の	<u>替え等の円滑</u>	マンシ		
7	<u>に関する法律</u>	ョン容			7	<u>化に関する法律</u>	ョン容		
	(平成14年法	積率等				(平成14年法	積率特		
	律第78号) 第	特例許				律第78号) 第	例許可		
	<u>163条の59第1</u>	可申請				<u>105条第1項の</u>	申請手		
	<u>項の規定に基</u>	手数料				<u>規定に基づく容</u>	数料		
	<u>づく容積率又</u>					<u>積率の特例の</u>			
	<u>は各部分の高</u>					<u>許可の申請に</u>			
	<u>さの特例の許可</u>					<u>対する審査</u>			
	<u>の申請に対する</u>								
	<u>審査</u>								
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第5号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
知事	給料月額	<u>1,326,000円</u>	知事	給料月額	<u>1,300,000円</u>
副知事	〃	<u>1,038,000円</u>	副知事	〃	<u>1,018,000円</u>
教育長	〃	<u>876,000円</u>	教育長	〃	<u>859,000円</u>
地方公営企業管理者	〃	<u>900,000円以内</u>	地方公営企業管理者	〃	<u>882,000円以内</u>
知事の秘書	〃	<u>600,000円以内</u>	知事の秘書	〃	<u>588,000円以内</u>
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	<u>717,000円</u>	常勤	〃	<u>703,000円</u>
非常勤	報酬月額	<u>717,000円以内</u>	非常勤	報酬月額	<u>703,000円以内</u>
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
〃		<u>193,000円</u>	〃		<u>189,000円</u>
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	<u>217,000円</u>	委員	報酬月額	<u>213,000円</u>
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	<u>238,000円</u>	委員長	〃	<u>233,000円</u>
委員	〃	<u>217,000円</u>	委員	〃	<u>213,000円</u>
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	<u>238,000円</u>	会長	報酬月額	<u>233,000円</u>
公益委員	〃	<u>217,000円</u>	公益委員	〃	<u>213,000円</u>
労使委員	〃	<u>185,000円</u>	労使委員	〃	<u>181,000円</u>
(略)			(略)		
特別調整委員のうち 公益を代表する者	報酬月額	<u>217,000円</u>	特別調整委員のうち 公益を代表する者	報酬月額	<u>213,000円</u>
労使を代表する者	〃	<u>185,000円</u>	労使を代表する者	〃	<u>181,000円</u>
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	<u>238,000円</u>	委員長	〃	<u>233,000円</u>
委員	〃	<u>217,000円</u>	委員	〃	<u>213,000円</u>
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	<u>238,000円</u>	委員長	報酬月額	<u>233,000円</u>
委員	〃	<u>217,000円</u>	委員	〃	<u>213,000円</u>
収用委員会			収用委員会		
会長	報酬日額	<u>26,000円</u>	会長	報酬日額	<u>25,000円</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
報酬日額の場合		<u>66,000円以内</u>	報酬日額の場合		<u>65,000円以内</u>
報酬月額の場合		<u>664,000円以内</u>	報酬月額の場合		<u>651,000円以内</u>

報酬年額の場合 <u>1,080,000円</u> 以内 附属機関の構成員 報酬日額 <u>32,000円</u> 以内 臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	報酬年額の場合 <u>1,059,000円</u> 以内 附属機関の構成員 報酬日額 <u>31,000円</u> 以内 臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者
報酬日額の場合 <u>54,000円</u> 以内	報酬日額の場合 <u>53,000円</u> 以内
報酬月額の場合 <u>534,000円</u> 以内	報酬月額の場合 <u>524,000円</u> 以内
報酬年額の場合 <u>534,000円</u> 以内	報酬年額の場合 <u>524,000円</u> 以内

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>102万8,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>90万円</u></p> <p>議員 月額 <u>82万3,000円</u></p>	<p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>100万8,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>88万2,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>80万7,000円</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第6号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(職員の定員)	(職員の定員)
第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。
警察官 <u>4,151人</u>	警察官 <u>4,141人</u>
警察官以外の職員 638人	警察官以外の職員 638人
合計 <u>4,789人</u>	合計 <u>4,779人</u>
2 前項の警察官の定員のうち、警視については133人、警部については285人、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,450人</u> とする。	2 前項の警察官の定員のうち、警視については133人、警部については285人、警部補（巡査部長を含む。）については <u>2,443人</u> とする。
3 (略)	3 (略)
附 則	附 則
1～10 (略)	1～10 (略)
(定員の特例)	(定員の特例)
11 <u>令和8年4月1日</u> から <u>令和9年3月31日</u> までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に <u>9人</u> を加えた人員とする。	11 <u>令和6年4月1日</u> から <u>令和7年3月31日</u> までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に <u>22人</u> を加えた人員とする。
12 (略)	12 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第7号

新潟県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

新潟県公益認定等審議会条例（平成19年新潟県条例第79号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。<u>以下「法」という。</u>）第50条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（<u>法第2条第3号に規定する公益法人をいう。</u>）若しくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第8号

新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節の3 (略)</p> <p>第6節 自動車税 <u>(第57条～第74条の3)</u></p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。</p> <p>(1) 普通徴収に係る徴収金 <u>(第6号に掲げる徴収金を除く。)</u> 賦課すべき日における課税客体の所在地</p> <p>(2) 申告納付に係る徴収金 申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 普通徴収による自動車税に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者(法第146条第2項(自動車税の納税義務者等)に規定する使用者にあつては、当該使用者)の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人の申告等)</p> <p>第10条 県税(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。))の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、<u>鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。)</u>の納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所又</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第5節の3 (略)</p> <p>第6節 自動車税</p> <p>第1款 <u>通則(第57条)</u></p> <p>第2款 <u>環境性能割(第58条～第63条)</u></p> <p>第3款 <u>種別割(第64条～第74条の3)</u></p> <p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(課税地)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。</p> <p>(1) 普通徴収に係る徴収金 <u>(第7号に掲げる徴収金を除く。)</u> 賦課すべき日における課税客体の所在地</p> <p>(2) 申告納付に係る徴収金 <u>(第6号に掲げる徴収金を除く。)</u> 申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p><u>(7) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者(法第146条第3項(自動車税の納税義務者等)に規定する使用者にあつては、当該使用者)の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人の申告等)</p> <p>第10条 県税(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。))の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、<u>種別割</u>、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。)の納税義務者又は特別徴収義務者(以下この条において「納税義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事</p>

は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合(法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合)においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者(以下この項において「管内居住者等」という。)のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内(外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで)に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者(以下この項において「管外居住者等」という。)のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内(外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで)に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10(納税証明書の交付)の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭ですることができる。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

第57条 (略)

事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合(法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合)においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者(以下この項において「管内居住者等」という。)のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内(外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで)に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者(以下この項において「管外居住者等」という。)のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内(外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで)に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10(納税証明書の交付)の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭ですることができる。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第2項(第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税の種別割を滞納していないこと又は自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

第1款 通則

第57条 (略)

第58条から第63条まで 削除

第 2 款 環境性能割

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)又は同法第13条第1項の規定による移転登録(以下「移転登録」という。)の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

(環境性能割の減免)

第63条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

(1) 天災により、法第160条第1項各号(環境性能割の申告納付)に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により滅失し、又は損壊した自動車(前

号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。)に代わるものと知事が認める自動車の取得(当該滅失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。)

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)又は身体障害者等(身体障害者又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要と認めるもの

(5) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(6) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあつては事由発生の都度、同項第2号から第6号までに該当する場合にあつては法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。以下同じ。)又は免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

第3款 種別割

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(自動車税の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) (略)

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

(自動車税の税率)

第65条 自動車税の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

(略)

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第66条 法第154条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

第67条 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

(自動車税の納期)

第68条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の方法)

第69条 自動車税の納税者は、法第158条第3項(自動車税の徴収の方法)の規定によって自動車税を納付する場合は、当該自動車税の額に相当する現

(4) 道路交通法第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車

(5) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

(略)

2 (略)

(種別割の税率の特例)

第66条 法第177条の7第3項(積雪地域の種別割の標準税率)に規定する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

第67条 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスで知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

(種別割の納期)

第68条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の方法)

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項(種別割の徴収の方法)の規定によって種別割を納付する場合は、当該種別割の額に相当する現金

金を納付しなければならない。

2 (略)

(自動車税の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新規登録」という。)の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条の16(法第159条に規定する総務省令で定める方法)で定める方法により払い込まなければならない。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第70条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録(以下「変更登録」という。)又は同法第13条第1項に規定する移転登録(以下「移転登録」という。)の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第146条第2項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 (略)

3 自動車税の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に関する報告)

第71条 法第147条第1項(自動車税のみならず課税)に規定する自動車の売主は、法第160条第2項(自動車税の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

を納付しなければならない。

2 (略)

(種別割の徴収の方法の特例)

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16(法第177条の12に規定する総務省令で定める方法)で定める方法により払い込まなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第70条 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録(以下「変更登録」という。)又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 法第146条第3項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 (略)

3 種別割の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に関する報告)

第71条 法第147条第1項(自動車税のみならず課税)に規定する自動車の売主は、法第177条の13第2項(種別割の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(自動車税の減免)

第72条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)(以下「身体障害者等」という。)が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証(道路交通法第92条第1項に規定する運転免許証をいう。以下この項において同じ。)又は免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。)、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収される

(種別割の減免)

第72条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるも

ものによっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものによってはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) 納付すべき自動車税に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による自動車税を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された自動車税を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(自動車税に係る督促)

第74条の3 知事は、自動車税の納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

ものによっては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものによってはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(種別割に係る督促)

第74条の3 知事は、種別割の納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

（自動車税の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第1号及び次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（次条において「自家用乗用車等」という。）、法第154条第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車の

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）、第160条（環境性能割の申告納付）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

（自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。）、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの（次条において「自家用乗用車等」という。）、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」と

<p><u>うち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。)</u>に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) <u>軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。)</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>2 <u>次に掲げる自動車に対する第65条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>充電機能付電力併用自動車</u></p>	<p>いう。)で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) <u>法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>2 <u>次に掲げる自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p> <p>(4) <u>ガソリン自動車(営業用の乗用車又は第65条第1項の表第5号中乗用車に類するものであって営業用のもの(以下この項及び次項において「営業用乗用車等」という。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン</u></p>
---	--

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（第65条第1項の表第5号中乗用車に類するものであって営業用のものを含む。）に対する同項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車

軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

3 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量

に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ

が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもの
で施行規則で定めるもの

4・5 (略)

第20条の2 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

3 (略)

第21条 法第154条第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

4・5 (略)

第20条の2 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

3 (略)

第21条 法第177条の7第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第67条第1項に規定する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたもの

2 (略)	とする。 2 (略)
-------	---------------

第2条 新潟県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第1を次のように改める。

附則別表第1

自動車		区分	税率(年額)	
			重課税率	軽課税率
(1) 乗用車	営業用	電気自動車		2,000円
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円	2,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	
	家用	電気自動車		6,500円
		総排気量が1リットル以下のもの		6,500円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		8,000円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		9,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		11,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		12,500円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		14,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		16,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		19,000円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの			22,000円	
総排気量が6リットルを超えるもの		27,500円		
(2) トラック	営業用	電気自動車		2,000円
		最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	2,000円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	2,500円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	3,000円
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	4,000円
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	5,000円
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	5,500円
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	6,500円
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	7,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	
	家用	電気自動車		2,000円
		最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円
最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		22,500円	5,500円	

		最大積載量が 4 トンを超え 5 トン以下のもの	28,000円	6,500円	
		最大積載量が 5 トンを超え 6 トン以下のもの	33,000円	7,500円	
		最大積載量が 6 トンを超え 7 トン以下のもの	38,500円	9,000円	
		最大積載量が 7 トンを超え 8 トン以下のもの	44,500円	10,500円	
		最大積載量が 8 トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 1,600円を加算した額	
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円	
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円	
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円	
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円	
(3) バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が 30 人以下のもの		3,000円
			乗車定員が 30 人を超え 40 人以下のもの		4,000円
			乗車定員が 40 人を超え 50 人以下のもの		4,500円
			乗車定員が 50 人を超え 60 人以下のもの		5,000円
			乗車定員が 60 人を超え 70 人以下のもの		6,000円
			乗車定員が 70 人を超え 80 人以下のもの		6,500円
			乗車定員が 80 人を超えるもの		7,500円
	一般乗合用バス以外のバス		乗車定員が 30 人以下のもの	29,100円	7,000円
			乗車定員が 30 人を超え 40 人以下のもの	35,200円	8,000円
			乗車定員が 40 人を超え 50 人以下のもの	41,800円	9,500円
			乗車定員が 50 人を超え 60 人以下のもの	48,400円	11,000円
			乗車定員が 60 人を超え 70 人以下のもの	55,500円	13,000円
			乗車定員が 70 人を超え 80 人以下のもの	62,700円	14,500円
			乗車定員が 80 人を超えるもの	70,400円	16,000円
自家用		乗車定員が 30 人以下のもの	36,300円	8,500円	
		乗車定員が 30 人を超え 40 人以下のもの	45,100円	10,500円	
		乗車定員が 40 人を超え 50 人以下のもの	53,900円	12,500円	
		乗車定員が 50 人を超え 60 人以下のもの	62,700円	14,500円	
		乗車定員が 60 人を超え 70 人以下のもの	72,000円	16,500円	
		乗車定員が 70 人を超え 80 人以下のもの	81,400円	18,500円	
		乗車定員が 80 人を超えるもの	91,300円	21,000円	
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	
		自家用	6,900円	1,500円	
(5) 特殊用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が 1 リットル以下のもの		5,000円	
		総排気量が 1 リットルを超え 1.5 リットル以下のもの		6,500円	
		総排気量が 1.5 リットルを超え 2 リットル以下のもの		7,500円	
		総排気量が 2 リットルを超え 2.5 リットル以下のもの		9,000円	
		総排気量が 2.5 リットルを超え 3 リットル以下のもの		10,000円	
		総排気量が 3 リットルを超え 3.5 リットル以下のもの		11,500円	
		総排気量が 3.5 リットルを超え 4 リットル以下のもの		13,500円	
		総排気量が 4 リットルを超え 4.5 リットル以下のもの		15,500円	

		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円
	霊きゅう車		9,700円	2,200円
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円
	自家用	電気自動車		6,500円
		総排気量が2リットル以下のもの		6,500円
		総排気量が2リットルを超えるもの		9,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額	
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額	

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第97号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割及び不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業(特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。)の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、<u>県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割</u>の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業(特定非営利活動促進法第11条第1項第3号の規定により定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。<u>以下「特定非営利活動事業」という。</u>)の用に供する不動産について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(自動車税の環境性能割の課税免除)</u></p>

<p>(申請)</p> <p>第4条 前2条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 前3条の規定により県税の免除を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>第6条 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条中新潟県県税条例第64条第1項第4号の改正（「（昭和35年法律第105号）」を加える部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の前日の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為及び改正法附則の規定によりなお従前の例によることとされる自動車税の環境性能割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 6 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第9号

新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び新潟県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
(新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年新潟県条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>2 算定政令第19条第1項に規定する子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</u></p>	<p>(拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、零とする。</p>

(新潟県国民健康保険法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県国民健康保険法施行条例(平成29年新潟県条例第47号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金(第9条―<u>第24条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第25条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</u></p> <p>第22条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が別に定める。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u></p> <p>第23条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、同条第4項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p> <p>第24条 <u>算定政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同条第5項第1号に掲げる数とする。</u></p> <p>第25条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 国民健康保険事業費納付金(第9条―<u>第21条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第22条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前																	
<p>（事務処理の特例）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(36) (略)</p>		<p>（事務処理の特例）</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(35) 法及び法の施行のための規則に基づく事務（前各号に掲げる事務並びに法第43条第1項及び第2項の規定による検定に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付並びに別表に掲げる手数料であって知事に納めるものの徴収に係る事務（当該手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする場合に限る。）（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</p> <p>(36) (略)</p>																	
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11 医薬品又は医薬部外品に係</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	(略)		10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)	11 医薬品又は医薬部外品に係	(略)	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11 医薬品又は医薬部外品に係</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	(略)		10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)	11 医薬品又は医薬部外品に係	(略)
手数料を納めなければならない者	手数料の額																		
(略)																			
10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)																		
11 医薬品又は医薬部外品に係	(略)																		
手数料を納めなければならない者	手数料の額																		
(略)																			
10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査、法第14条の7の2第3項の確認を受けようとする者に係る同条第4項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)																		
11 医薬品又は医薬部外品に係	(略)																		

る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)		る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第7項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)	
12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第13項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)	12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第15項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 次の各号のいずれにも該当する者については、前項の修学資金の額に月額5万円を加算する。</u></p> <p><u>(1) 規則で定める修学が困難な地域に所在する市町村（以下この項において「修学困難市町村」という。）から養成施設への入学又は入所に伴い住所を移転した者、養成施設に修学困難市町村から通学している者その他の修学が困難であると知事が認める者</u></p> <p><u>(2) 修学困難市町村から、規則で定める施設等において業務に従事することが返還の債務の免除の要件とされている資金の貸与の決定を受けた者</u></p> <p><u>(3) 看護職員の免許を取得し、直ちに修学困難市町村内において業務に従事しようとする者</u></p> <p><u>(貸与期間)</u></p> <p>第4条 <u>修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。</u></p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第5条 <u>修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12条の規定による延滞利息を包含するものとする。</u></p> <p><u>3 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合には保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合には保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる者としなければならない。</u></p> <p><u>(貸与の停止、休止及び保留)</u></p> <p>第6条 <u>知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、将来に向かって貸与をやめるものとする。</u></p> <p><u>(1) 退学したとき。</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。</u></p> <p><u>(5) 死亡したとき。</u></p>	<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p>

(6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なく第13条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日(当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の看護に関する修士課程(以下「大学院修士課程」という。))において修学した場合は、これを卒業又は修了した日。以下同じ。)から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等(県内に所在する基本貸与条例第7条第2項各号に掲げる施設等その他看護職員の充足に資するものとして知事が認める施設等をいう。以下同じ。))において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設又は大学院修士課程における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第3条第2項に規定する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる債務を免除するものとする。

(1) 次のいずれかに該当したとき 第3条第2項に規定する額に基づき貸与された修学資金の返還の債務

ア 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに規則で定める施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設又は大学院修士課程における修学により業務に従事できなかった期間を除き、規則で定める施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

イ 養成施設を卒業した日から1年6月以内に

(返還の債務の当然免除)

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日(当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。次号において同じ。)から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する基本貸与条例第7条第2項各号に掲げる施設等その他看護職員の充足に資するものとして知事が認める施設等をいう。

看護職員の免許を取得し、直ちに規則で定める施設等において業務に従事した場合であって、当該業務に継続して従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 前項各号のいずれかに該当したとき（前号に該当したときを除く。）第 3 条第 1 項に規定する額に基づき貸与された修学資金の返還の債務

（返還）

第 8 条 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第 6 条第 2 項の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。）に相当する期間（第 10 条又は第 11 条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1) 第 6 条第 1 項の規定により修学資金の貸与が停止されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から 1 年 6 月以内に看護職員の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護職員の免許取得後直ちに特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事しなかったとき。

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は特定医療施設等若しくは規則で定める施設等において業務に従事しなくなったとき。

2. 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 2 項に規定する者が養成施設を卒業した日から 1 年 6 月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等（規則で定める施設等を除く。）において業務に従事した場合には、業務に従事した日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第 6 条第 2 項の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。）に相当する期間（第 10 条又は第 11 条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、修学資金の一部を月賦で又は一時に返還しなければならない。

（返還の債務の裁量免除）

第 9 条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合（第 7 条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける場合を除く。）には、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害又は傷病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の当然猶予)

第10条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 当該養成施設を卒業後更に他種の養成施設又は大学院修士課程において修学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合（第7条又は第9条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける場合を除く。）には、当該各号に掲げる事由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事しているとき。

(2) 災害、傷病その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利息)

第12条 修学生は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表等の提出)

第13条 修学生は、貸与決定から卒業までの間、毎年学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

(基本貸与条例の準用)

第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出

について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第 4 条	修 学 資 金	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号。以下「臨時貸与条例」という。）に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）
第 8 条 第 2 号	養 成 施 設	臨時貸与条例第2条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）
第 8 条 第 3 号	県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等。以下同じ。）	臨時貸与条例第4条第2項に規定する特定医療施設等（以下「特定医療施設等」という。）
第 8 条 第 4 号、第 9 条 第 1 号 及び 第 11 条 第 1 号	県内	特定医療施設等
第 9 条 第 2 号 及び 第 11 条 第 2 号	第 7 条 第 1 項 第 3 号	臨時貸与条例第4条第1項第2号
第 11 条 第 1 号	第 7 条 第 1 項 第 1 号 又は 第 2 号	臨時貸与条例第4条第1項第1号

第14条 (略)

附 則

1・2 (略)

(この条例の失効)

3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。

第6条 (略)

附 則

1・2 (略)

(この条例の失効)

3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例第2条に規定する修学資金（以下この項において「修学資金」という。）の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第12号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(<u>令和9年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、<u>令和13年3月31日</u>までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和14年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(<u>令和9年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和14年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(<u>令和6年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、<u>令和10年3月31日</u>までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和11年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(<u>令和6年3月31日</u>以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、<u>令和11年3月31日</u>までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第13号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

(新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第1条 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和33年新潟県条例第36号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(法第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項若しくは第85条の4第1項の申請により、又は法第87条の2第1項若しくは第87条の4第1項の規定により行う事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が当該事業及び法第87条の5第1項各号に掲げる土地改良事業を併せ行う場合は、<u>これらの事業の全てが完了した年度</u>の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。))を併せ行う場合は、<u>当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度</u>の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第2条 新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和45年新潟県条例第18号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業(法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の3第1項の規定に基づき市町村が行う土地改良事業を含む。以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項(法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)</p>	<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その公告において工事完了の日が示された</p>

において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 (略)

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額（次項に規定する特別徴収金の額を除く。）は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 機構関連事業のうち市町村が行うものについての特別徴収金の額は、県が当該市町村の施行に係る当該機構関連事業につき交付する補助金の額（法第126条の規定に基づき国が当該市町村の施行に係る当該機構関連事業につき交付する補助金の額を除く。）に目的外用途の割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

ときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 (略)

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県情報通信技術を活用した議会の活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した新潟県議会（以下「議会」という。）の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、議会が定める規則並びに議長が定める規則及び規程をいう。
- (2) 議会等 議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長

が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（議員に対する処分通知等であって議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第 5 条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第 6 条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第 7 条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第 3 条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことができると規定されているもの（第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第 3 条及び第 4 条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことができると規定されているもの（第 5 条第 1 項又は前条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第 5 条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

第 8 条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかか

ならず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であって当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第15号

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後			改正前																																									
目次 第1章・第2章（略） 第3章 費用弁償（第7条- <u>第9条</u> ） 附則 第7条 議員が公務のために出張したときは、 <u>次の各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める額の費用を弁償する。</u>			目次 第1章・第2章（略） 第3章 費用弁償（第7条- <u>第10条</u> ） 附則 第7条 議員が公務のために出張したときは、 <u>順路により次の費用を弁償する。</u>																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">車 賃</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">航空賃</th> <th colspan="2">出張雑費（1日につき）</th> <th rowspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>公共交通機関</th> <th>自家用車</th> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>旅客運賃</td> <td>1キロメートルにつき22円</td> <td>旅客運賃</td> <td>上級の運賃</td> <td>現に支払った旅客運賃</td> <td>825円</td> <td>1,650円</td> <td>16,500円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>旅客運賃</td> <td>1キロメートルにつき</td> <td>旅客運賃</td> <td>上級の運賃</td> <td>現に支払つ</td> <td>825円</td> <td>1,650円</td> <td>14,800円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>								区分	車 賃		鉄道賃	船賃	航空賃	出張雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食料（1夜につき）	公共交通機関	自家用車	県内	県外	議長	旅客運賃	1キロメートルにつき22円	旅客運賃	上級の運賃	現に支払った旅客運賃	825円	1,650円	16,500円	3,300円	議員	旅客運賃	1キロメートルにつき	旅客運賃	上級の運賃	現に支払つ	825円	1,650円	14,800円	3,300円
区分	車 賃		鉄道賃	船賃	航空賃	出張雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食料（1夜につき）																																			
	公共交通機関	自家用車				県内	県外																																					
議長	旅客運賃	1キロメートルにつき22円	旅客運賃	上級の運賃	現に支払った旅客運賃	825円	1,650円	16,500円	3,300円																																			
議員	旅客運賃	1キロメートルにつき	旅客運賃	上級の運賃	現に支払つ	825円	1,650円	14,800円	3,300円																																			

		22円			た 旅 客 運 賃			
--	--	-----	--	--	-----------------------	--	--	--

- (1) 議長 別表第1の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額
- (2) 議長以外の者 別表第2の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

- 2 前項に定める車賃、鉄道賃及び船賃については、同項に定める運賃等のほか、職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）第15条、第16条及び第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第15条第3項中「公務上の必要により特別車両料金」とあるのは「特別車両料金」と、同条例第16条第1項第4号中「公務上の必要により第2号」とあるのは「第2号」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 第1項に定める出張雑費については、職員の旅費に関する条例第19条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条中「旅行雑費」とあるのは「出張雑費」と、同条第1項ただし書中「第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ」とあるのは、「新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第7条第1項に定める県内又は県外の出張雑費の額に当該出張雑費の額を」と読み替えるものとする。

第9条 議員が、公務のため外国へ出張したときは、費用を弁償する。

第9条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、県職員に対する支給の例による。

第10条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、県職員に対する支給の例による。

別表第1（第7条関係）

読み替えられる旅費条 例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 2 項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級
第 10 条第 2 項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級
第 11 条第 2 項	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定	最上級の運賃の額とする。

	<p>める額とする。</p> <p>(1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。)最上級の運賃の額</p> <p>(2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき最上級の直近下位の級の運賃の額</p>	
第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額	内国旅行の場合においては、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第5条第1項第1号の規定に基づき、知事に支給される宿泊費の額に相当する額とし、外国旅行の場合においては、同項第2号の規定に基づき、副知事に支給される宿泊費の額に相当する額

別表第2 (第7条関係)

読み替えられる旅費条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条第 2 項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級
第 10 条第 2 項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	最上級
第 11 条第 2 項	運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定	最上級の運賃の額とする。

	<p>める額とする。</p> <p>(1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。)最上級の運賃の額</p> <p>(2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき最上級の直近下位の級の運賃の額</p>	
第13条	<p>地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額</p>	<p>特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第5条第1項第2号の規定に基づき、副知事に支給される宿泊費の額に相当する額</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に出発する出張から適用し、施行日前に出発した出張については、なお従前の例による。

新潟県条例第16号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4の授業料は、当該各条の規定にかかわらず、11月中に納めなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>別表第2 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高 等 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新井高等学校</td> <td style="text-align: center;">妙 高 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特 別 支 援 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立五泉特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">五 泉 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立県央特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">燕 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立上越特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">上 越 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立新井高等学校	妙 高 市	(略)		特 別 支 援 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立五泉特別支援学校	五 泉 市	新潟県立県央特別支援学校	燕 市	(略)		新潟県立上越特別支援学校	上 越 市	(略)		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高 等 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新井高等学校</td> <td style="text-align: center;">妙 高 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立久比岐高等学校</td> <td style="text-align: center;">上 越 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特 別 支 援 学 校 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立五泉特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">五 泉 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立上越特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">上 越 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立吉田特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">燕 市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立新井高等学校	妙 高 市	新潟県立久比岐高等学校	上 越 市	(略)		特 別 支 援 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立五泉特別支援学校	五 泉 市	(略)		新潟県立上越特別支援学校	上 越 市	新潟県立吉田特別支援学校	燕 市	(略)	
高 等 学 校 の 名 称	位 置																																														
(略)																																															
新潟県立新井高等学校	妙 高 市																																														
(略)																																															
特 別 支 援 学 校 の 名 称	位 置																																														
(略)																																															
新潟県立五泉特別支援学校	五 泉 市																																														
新潟県立県央特別支援学校	燕 市																																														
(略)																																															
新潟県立上越特別支援学校	上 越 市																																														
(略)																																															
高 等 学 校 の 名 称	位 置																																														
(略)																																															
新潟県立新井高等学校	妙 高 市																																														
新潟県立久比岐高等学校	上 越 市																																														
(略)																																															
特 別 支 援 学 校 の 名 称	位 置																																														
(略)																																															
新潟県立五泉特別支援学校	五 泉 市																																														
(略)																																															
新潟県立上越特別支援学校	上 越 市																																														
新潟県立吉田特別支援学校	燕 市																																														
(略)																																															

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4の新潟県立県央特別支援学校の項を加える改正は同年11月1日から、同表の新潟県立吉田特別支援学校の項を削る改正は令和9年4月1日から施行する。